

「仙台市マンション管理適正化指針」の構成（案）について

【マンション管理適正化指針】

1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

- (1) 管理組合の運営、管理業務委託
- (2) 区分所有者の役割
- (3) 外部専門家の活用
- (4) 外部専門家を役員等とする場合の留意事項

4つの項目が最重要とは考えないため、仙台市指針3に含める

2 管理組合が留意すべき事項

- (1) 管理組合の運営
- (2) 管理規約
- (3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化
- (4) 管理組合の経理
- (5) 長期修繕計画の作成及び見直し等
- (6) 発注等の適正化
- (7) 良好な居住環境の維持及び向上
- (8) その他配慮すべき事項

内容等を修正の上、仙台市指針3とする

修文内容を踏まえ順番を入替

項目名を変更

修繕、専門家、管理業務それぞれの項目に記載の上、削除

区分所有者、管理委託を別項目にする必要がないため、仙台市指針3に含め、削除

3 区分所有者が留意すべき事項

4 管理委託に関する事項

仙台市マンション管理適正化指針

1 「個人資産であるマンションの管理の在り方」

- ▶ マンションの管理の目的、管理組合の役割について

2 「社会的資産であるマンションの管理の在り方」

- ▶ 仙台市がマンション管理に求める3つの視点について
- 視点①社会的価値の持続・向上
- 視点②管理組合の体制維持・強化
- 視点③良好なコミュニティ形成

3 「マンションの管理に関して留意すべき事項」

- (1) 管理規約
- (2) 管理組合の運営
- (3) 共用部分の範囲・用法及び負担の明確化
- (4) 管理組合の経理
- (5) 長期修繕計画の作成及び見直し等
- (6) 外部専門家の活用【新設】
- (7) 管理業務の外部委託【新設】
- (8) 良好な居住環境の維持及び向上
- (9) その他配慮すべき事項